

第5章 論文博士

(論文博士の学位)

第28条 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学大学院の博士後期課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる（以下「論文博士」という。）。

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が退学から3年を経過した後に再入学しないで博士の学位を申請する場合には、前項の規定による。

(論文博士の学位論文の提出)

第29条 論文博士の学位授与を申請するときは、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書及び所定の論文審査料を添え、第2条に定める学位の専攻区分を指定して、論文を学長に提出しなければならない。

2 受理した論文及び論文審査料は還付しない。

(論文博士の学位論文)

第30条 第8条の規定は、論文博士の学位論文に準用する。

(審査の付託)

第31条 論文博士の学位論文が提出されたときは、学長は受理の可否を研究科委員会に照会し、受理することが承認された場合には、その論文を審査すべき研究科委員会に付託する。

(審査委員)

第32条 論文博士の学位論文の審査委員は、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはそれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授3名以上とする。ただし、少なくとも1名は当該学位論文の内容に最も関係する科目の授業を担当する教授又は准教授でなければならない。

2 研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、前項に定める学位論文の内容に関連する科目の授業を担当する教授又は准教授のうちの1名に代えて、第9条第3項に定める者を審査委員とすることができる。

3 学位論文の審査において、審査委員のうち、当該学位論文の内容に最も関係する科目を担当する教授又は准教授が主査となる。ただし、研究科委員会はその者が准教授である場合には、第1項に定める審査委員のうち教授である者を主査とすることができます。

4 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査、試験及び学力の確認)

第33条 審査委員は、論文博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、審査委員の行う学位論文の審査及び試験に準用する。

3 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

4 学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭又は筆答により行う。外国語については2種類を課することを原則とする。

5 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が退

学から3年を経過した後5年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

6 論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

(審査期間)

第34条 第20条の規定は、論文博士の学位論文の審査期間に準用する。

(審査委員の報告)

第35条 審査委員は、博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を終えたときは、論文とともにその審査の要旨、試験及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

第36条 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

第37条 第23条第1項の規定は、審査結果の報告に準用する。

2 試験及び学力の確認を行わないで、論文博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験及び学力の確認の結果の要旨を付すことを要しない。

(学位の授与)

第38条 第24条第1項の規定は、論文博士の学位の授与に準用する。

2 論文博士の学位授与の時期は、その都度定める。

(学位論文要旨の公表)

第39条 第25条の規定は、論文博士の学位論文の要旨の公表に準用する。

(学位論文の公表)

第40条 第26条の規定は、論文博士の学位論文の公表に準用する。

(学位の登録)

第41条 第27条の規定は、論文博士の学位の登録に準用する。

第6章 法務博士（専門職）

(法務博士（専門職）の学位)

第42条 本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、修了に必要な単位数を修得した者には、本学専門職大学院学則の定めるところにより、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(学位授与の時期)

第43条 法務博士（専門職）の学位の授与の時期は、3月とする。

第7章 その他

(学位の名称)

第44条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように学位の種類、専攻分野及び本学名を付記するものとする。

学士（××）学習院大学

修士（××）学習院大学